

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十六日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（特別休暇） 第十三条（略）		（特別休暇） 第十三条（略）	
2―4 （略）	休暇を受ける場合	（略）	期 間
	五 裁判員（裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。）、検察審査員（補充員を含む。）、証人、鑑定人、参考人又は被害者参加人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	（略）	（略）

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。